

平成 27 年 第 4 回

小海町議会定例会会議録

「第 15 日」

* 開会年月日時 平成 27 年 12 月 17 日 午後 2 時 00 分

* 閉会年月日時 平成 27 年 12 月 17 日 午後 5 時 10 分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○ 開 会

議 長 皆さん、こんにちは。12月に入って大変暖かい日を過ごしてまいりましたが、本日から本格的な寒波となるようでございます。大雪とならないことを願っております。
ただ今の出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

○ 議事日程の報告

議 長 本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。

日程第1 「諸般の報告」

議 長 日程第1、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告は、議事日程綴りの3ページに申し上げますので、ご確認の程お願いいたします。
その他、報告事項のある方は、お願いします。

日程第2 「行政報告」

議 長 日程第2「行政報告」を行います。
町長から報告がありましたら、お願いいたします。

町 長 皆さんこんにちは。雪のちらつく寒い中、議員の皆様には議会最終日にご出席いただき誠にありがとうございます。芦平の土砂崩壊につきまし

	<p>て、9日時点の状況についてご報告いたします。10日の降雨と風を心配しておりましたが、全体としては地面の大きな動きや河川の増水はみられませんでしたが、末端の崩落の動きが止まらず、少しずつ動いております。ボーリング調査につきましては、この19日までに完了し、ひずみセンサーを設置し、21日から観測が出来るように現在精力的に作業を進めております。避難先を相談しておりました1世帯につきましては、現在親戚に避難しておりますが、ご本人の気持ちを一番にしなが、相談に当たっております。今後も避難者や区民の皆さんの健康や精神面のケアに努めてまいります。10日には建設事務所長と協議をさせていただき、昨日は県の土木部長、土木技官、土木部の砂防課長に時間を割いていただき、その災害に対する県のすばやい対応に感謝を申し上げるとともに、今後の原因調査、応急処置、そして本格的な復旧工事等についてお願いしてまいりました。県も全面的に支援して、一日も早く安全と安心の確保に努めたいとの力強いお言葉を頂戴したところでございます。その際、県会議員にご同行いただきました。また、本日南牧村の大村村長さんと打合せをし、今後の方針等について確認をしたところでございます。なお、明日佐久建設事務所と打合せし、20日日曜日に地元芦平の皆さんへ、2回目の説明会を開催する予定でございます。併せて10日には依田明善県議会議員、13日日曜日には藤岡義英県議会議員に現地調査をしていただき、県への要望をお願いする予定でございます。なお、本日は9日の全員協議会で、初歩的なミスによりご協議いただきました農業振興審議会の委員等につきまして日程に追加し、ご承認をよろしくお願い申し上げます。また、追加議案として、議案第55号、「財産の取得について」をお願いいたします。これは、町営路線バスの小型バスの購入について契約議決をお願いするものでございます。全員協議会、常任委員会でご協議いただきました案件、さらに追加議案につきましてご決定いただきますようお願いいたしまして報告及び追加議案説明といたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
産業建設課長—資料提出（小海原送水管位置図）	
議 長	<p>以上で行政報告を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。</p>
<u>日程第3 「議案第48号」</u>	
議 長	日程第3、議案第48号「小海町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委

	員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
	(委員長報告一原案に賛成)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第48号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第48号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第48号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第4 「議案第49号」</u>	
議 長	日程第4、議案第49号「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 篠原 義従 君。
	(委員長報告一原案に賛成)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第49号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第49号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第49号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第5 「議案第50号」</u>	

議 長	<p>日程第5、議案第50号「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p> <p>(委員長報告—原案に賛成)</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第50号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。議案第50号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第50号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第6 「議案第51号」</u></p>	
議 長	<p>日程第6、議案第51号「平成27年度小海町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。</p> <p>本案については、各常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 篠原 義従 君。</p> <p>(委員長報告—原案に賛成)</p>
	<p>【総務産業常任委員会からの要望事項】</p> <p>1. 芦平の土砂崩落災害について、国、県の協力を得て原因を究明し、応急対策を速やかに実施するとともに、早期復旧と住民の安全、安心の確保に努められたい。</p> <p>2. ナンバー制度の運用に当たっては、個人情報の管理を徹底されたい。</p> <p>3. 事業実施に当たっては、審査、決裁体制を再確認し、特に事後処理については適切な対応を図られたい。</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>次に、民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p> <p>(委員長報告—原案に賛成)</p>

	<p>【民生文教常任委員会からの要望事項】</p> <p>1. 芦平の土砂崩落災害にあっては、避難者等の支援について万全を期されたい。</p> <p>2. 北牧楽集館の運営については、大勢の町民の皆さんが気軽に利用できる生涯学習の拠点となるよう努力されたい。</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>ただ今の両常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。</p>
	<p>【総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長答弁】</p> <p>1. 芦平の土砂崩落災害につきましては、総務産業常任委員会からは復旧工事等のハード面から、民生文教常任委員会からは避難者支援などのソフト面からご要望をいただきました。芦平の土砂崩落災害は、11月21日に前兆現象が確認され、応急対策を検討中の11月30日に大崩落が発生してしまいました。定例会の中でも、現状をご報告するとともに、議員の皆様にも現地調査をしていただきました。本日に至るまで、県のご協力の下、国の専門家による現地調査が行われ、伸縮計の設置、地盤調査の準備、監視カメラの設置等により、監視体制を確立するとともに二次災害の防止に努めてまいりました。また、12月5日には、地元説明会を開催し、状況を説明するとともに、自主避難の3戸、6名の皆様には避難先住居の斡旋、生活相談や健康相談を行い、日常生活の安全、安心の確保に努めてまいりました。今回の土砂崩落につきましては、調査、監視を続けておりますが、現時点では直接原因が不明であり、現在原因究明と応急対策工事の検討を県とともに進めております。町といたしましては、本日の冒頭でもご報告いたしましたが、県の土木部長、砂防課長に素早い対応へのお礼とともに今後の対応をお願いいたしました。県もできるだけ早く対応すべく、佐久建設事務所を先頭に、精力的な対応をしていただいております。今後も県と連携し、原因究明に努めるとともに、地元と協議しながら、応急対策をできるだけ早く施行すべく県にお願いしてまいります。また、事態が収束するまでには、まだ時間が必要な状況であることに鑑み、再度20日に地元説明会を開催するとともに、引き続き避難されている皆様や区民の皆様への情報提供を行うとともに、地元の要望を踏まえた対応に万全を期してまいりたいと考えております。</p> <p>2. マイナンバー制度が平成28年1月から運用開始となります。個人情報の管理につきましては、パソコン等機器の物理的分離措置により、ウイルス感染の未然防止や、職員にアクセス制限を設けることにより職員を起因とする情報漏えい対策を講じるとともに、更に研修の機会</p>

	<p>を充実させるなど、個人情報の保護、管理の徹底を図ってまいります。</p> <p>3. 審議会委員の委嘱に当たり、事務処理の誤りにより、議会での選任決定と異なる議員さんを委嘱してしまいました。事務上の基本的な事項を怠ったことによる、あってはならない誤りであり、まことに申し訳ございませんでした。また、誤りが判明した後の処理につきましても、議会对応が遅れ、速やかな是正措置が講じられなかったことにつきましても、深くお詫び申し上げます。今後は複数チェックを徹底し、緊張感を持って事務に当たり、再発防止に努めてまいります。万一誤りが発生した場合には、迅速に是正し補正措置を講じてまいります。この度は誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>【民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長答弁】</p> <p>1. 芦平の土砂崩落災害に当たっては、現在自主避難をされておられる皆さんには必要に応じ住宅扶助など、経済的な支援を行っているところでございます。また、町民課内に世帯ごとにケアチームを編成し、保健師とともに定期的に訪問し、健康面のチェックや心のケアを実施しております。事態の収拾までこの状態が続くわけでございますが、引き続き避難されている皆様や区民の皆様への対応に万全を期してまいります。</p> <p>2. 北牧楽集館は10月4日のオープン以来、大勢の町民の皆さんにご来館いただいております。これからも町民の皆さんが楽しく学び合い、体力の向上や交流の場として、教室、講座の充実や魅力あるイベント等、町民のニーズに沿った、使い勝手の良い施設運営に努めるとともに、経費の節減など効率的な運営管理にも努めてまいります。</p>
議 長	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第51号を採決いたします。委員長報告は、可決であります。議案第51号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第51号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第7 「議案第52号」</u></p>	
議 長	<p>日程第7、議案第52号「平成27年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>

(委員長報告—原案に賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第52号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第52号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第52号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第8 「議案第53号」</u>	
議 長	日程第8、議案第53号「平成27年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告—原案に賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第53号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第53号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第53号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第9 「議案第54号」</u>	
議 長	日程第9、議案第54号「平成27年度小海町水道事業会計補正予算(第

	<p>1号) について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 篠原 義従 君。</p>
	(委員長報告—原案に賛成)
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第54号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。議案第54号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第54号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>日程第10 「請願第3号」</p>	
議 長	<p>日程第10、請願第3号、「米軍輸送機CV22(空軍)・MV22(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願」を議題といたします。</p> <p>請願第3号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 篠原 義従 君。</p>
	(委員長報告—継続審査と決定)
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから請願第3号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、継続審査であります。請願第3号を委員長報告のとおり、継続審査することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手少数)
議 長	<p>挙手少数と認めます。したがって請願第3号は、継続審査としないことに決定いたしました。請願第3号は、総務産業常任委員会で再度審議す</p>

	<p>る必要があります。</p> <p>議案等の採決終了後本案について、委員会の審査の期限についてお諮りしますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p><u>日程第 1 1 「陳情第 7 号」・日程第 1 3 「発議第 1 3 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 1、陳情第 7 号、「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」及び日程第 1 3、発議第 1 3 号、「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。</p> <p>陳情第 7 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
<p>(委員長報告—採択と決定)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第 7 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、採択であります。陳情第 7 号を委員長報告のとおり、採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって陳情第 7 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>事務局長に発議第 1 3 号の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>第 4 番 篠原 憲雄 君。</p>
<p>(4 番議員説明)</p>	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行いません。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
7 番議員	<p>提案理由の説明の中で、職員の配置基準を利用者 3 人に 1 人と言われましたが、2 人に 1 人ではないですか。</p>
4 番議員	<p>2 人に 1 人の誤りでした。</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(討論なし)</p>	

議 長	これで討論を終わります。これから発議第13号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第13号に賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、発議第13号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。 ここで3時10分まで休憩といたします。 (ときに14時55分)
議 長	休憩前に引き続き会議を再開します。 (ときに15時10分)
<u>日程第12 「陳情第8号」</u>	
議 長	日程第12、陳情第8号、「最低制限価格の設定に関する陳情書」を議題といたします。 陳情第8号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従 君。 (委員長報告—継続審査と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第8号を採決いたします。 委員長の報告は、継続審査であります。陳情第8号を委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第8号は、委員長報告のとおり継続審査することに決定いたしました。
<u>日程第14 「議案第55号」</u>	
議 長	日程第14、議案第55号、「財産の取得について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。

	これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第55号を採決いたします。 本案を原案のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第55号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第15 「予算決算常任委員会委員の選任について」</u>	
議長	日程第15「予算決算常任委員会委員の選任について」を議題といたします。 ここで暫時休憩といたします。 議員の皆さんは全員協議会室にお集まりください。 (ときに15時22分)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 選考結果について、事務局長より発表を求めます。 (ときに15時40分)
	(事務局長発表)
議長	事務局長発表の通り、予算決算常任委員会委員を選任したいと思います が、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	「異議なし」と認めます。したがって、ただ今のとおり、予算決算常任委員会を決定いたしました。
<u>日程第16 「予算決算常任委員会の委員長、副委員長の選任について」</u>	
議長	日程第16、「予算決算常任委員会の委員長、副委員長の選任について」 を議題といたします。なお、先程、常任委員会委員の選任の中で、正副 委員長が決定していますので、選任の結果を発表します。
	(事務局長報告)
議長	以上の様に選任する事に決定しました。 それでは、委員長に選任の承諾及びあいさつをお願いします。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
2番議員	ただいま事務局長の報告のとおり予算決算常任委員長に就任しました篠 原伸男でございます。もとより微力ではございますが、先ほどの全員協 議会に於きましてアドバイスをいただきましたことを元に、町民の福祉

	<p>の向上と町の発展のために頑張っていく所存でございますので、同僚議員各位をはじめ、行政の皆様の尚一層のお力添えをいただきますことをお願い申し上げまして就任の挨拶といたします。宜しく願いいたします。</p>
<p><u>日程第 17 「小海町中小企業振興資金斡旋審査委員会委員の選任について」</u> <u>日程第 18 「小海町農業振興審議会委員の選任について」</u></p>	
議 長	<p>日程第 17、「小海町中小企業振興資金斡旋審査委員会委員の選任について」及び日程第 18、「小海町農業振興審議会委員の選任について」は関連がありますので、一括して議題といたしますが、これにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 本案について説明を求めます。 町長 新井 寿一君。</p>
<p>(町長説明)</p>	
議 長	<p>お諮りいたします。日程第 17 及び日程第 18 の両委員会の選任につきましては、ただ今の説明の通り決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なしの声)</p>	
議 長	<p>「異議なし」と認めます。したがって、日程第 17 及び日程第 18 の両委員会委員の選任につきましては、ただ今の通り、決定いたしました。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。先程申し上げました通り、請願第 3 号については、総務産業常任委員会において再度審査する必要がありますので、小海町議会会議規則第 46 条第 1 項の規定により、この後、総務産業常任委員会を開催し、午後 4 時 10 分までに審査結果を議会へ報告することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なしの声)</p>	
議 長	<p>「異議なし」と認めます。したがって、小海町議会会議規則第 46 条第 1 項の規定により総務産業常任委員会を開催し、午後 4 時 10 分までに審査結果を議会へ報告することに決定いたしました。 ここで暫時休憩といたします。 (ときに 15 時 50 分)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。 (ときに 16 時 10 分)</p>
<p><u>日程第 19 「請願第 3 号」・日程第 20 「発議第 14 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 19、請願第 3 号、「米軍輸送機 CV 22 (空軍)・MV 22 (海兵隊) 両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願」についてを議題といたします。</p>

	<p>請願第3号については、総務産業常任委員会で再審査しておりますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 篠原 義從 君。</p>
	(委員長報告－不採択と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。
12番議員	この件に関しては、おそらく丁々発止の白熱した議論があったと思います。私としては各委員会の独自性、専門性の観点から、総務産業常任委員会の結論を最優先すべきであると思います。そこで委員会での議論の内容をお教え願えればと思います。
総務産業常任委員長	採択すべきという委員はやはり危険であり、危険なものが頭上を飛ぶということで良いのかというご意見です。一方不採択とする委員は、国政に関する問題について、地方議会として判断は難しいということで、前回は継続審査ということでした。本日は採択・不採択を決定するということですが、配備が29年ですので、その間まだ議論ができるということで、本日は不採択という結果になったという状況です。
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
9番議員	私は委員長報告には反対の立場で討論いたします。このオスプレイの配備自体、集団的自衛権行使容認と一体でありまして、一連の動き、全国展開や飛来は、昨年7月1日の閣議決定を待っていたかのように開始されたのがそのことをはっきり示していて、戦争法の強行によって、自衛隊の参戦の危険が益々高まるということ、まずはっきりと申し上げたいと思います。そして、住民に関して一番の問題である安全性について述べさせていただきます。オスプレイはとても事故率が高く、特にCV22オスプレイは、MV22と比べても3.4倍の事故率と極めて危険性の高い欠陥機であるということです。機体の構造上、飛行中にエンジンが停止した場合、安全に着陸できる自動回転機能が無く、日本の航空法上飛行できないことになっています。しかし、日米地位協定により、米軍機は航空法の適用除外となっており、オスプレイ以外の米軍ヘリはこの基準に準拠していますので、オスプレイはこの機能を持っていない初めての米軍機なのです。今の話で、つい先日に関したアメリカでの着艦失敗の事例を思い浮かべた方もいるのではないのでしょうか。もう1つは爆音の問題です。今横田基地に配備されておりますC130輸送機の爆音被害で、周辺住民は爆音訴訟を起こしています。CV22オスプレイは、防衛省の資料では、このC130輸送機とほぼ同等としており、数値ではオスプレイの爆音のほうが高くなっています。また、オスプレイは、建物のがたつきや心身に不快感を与える低周波音の被害を発生させているということで普天間基地周辺で継続的に調査が行われております。それによれば、心理的、物的基準値を何度も超えていて、心臓ペースメーカーへの影響も

	指摘されています。先日井出議員の一般質問の中で、エリアH内に本間地区の半分が、そして横田低空飛行訓練ルートには、小海全体が入ることが判りました。本間地区は町の計画の中でも、これから若者の定住を増やす計画のある地区です。オスプレイの計画がされている地区への定住は1つのハードルに充分なと思います。本間に限らず小海全体を見ても、学校や福祉施設上空の低空飛行をはじめ、住宅の安全にも重大な危惧があります。防災ヘリやドクターヘリの運転にとっても脅威となります。一度受け入れてしまえば、日米両政府によるオスプレイの訓練の強化、強行という形で住民の言い分が通らなくなることは、沖縄の方達の戦いが示しているのではないのでしょうか。全国各地に墜落と爆音の危険を拡大する本土の沖縄化には強く反対します。よってただ今の委員長の報告に反対の立場での討論といたします。
議 長	これで討論を終わります。これから請願第3号を採決いたします。委員長の報告は、不採択であります。可決を図ることの原則により、可とすることについて決をとります。請願第3号を採択することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数であります。したがって請願第3号は、採択することに決定いたしました。
議 長	お諮りします。5時を過ぎると思われまますので、時間延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 ここで暫時休憩といたします。(ときに 16 時 50 分)
議 長	休憩前に引き続き会議を再開します。(ときに 17 時 00 分)
<u>日程第 20 「発議第 14 号」</u>	
議 長	先ほど請願第3号が採択されましたので、議事日程に「発議第14号」を追加いたします。 事務局長に発議第14号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第2番 篠原 伸男 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)

議長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
3 番議員	戦後日本は日米安全保障条約の下平和が保たれ、すばらしい経済発展を遂げてまいりました。その影で沖縄に米軍基地が集中し、多大な負担をかけてきたのも事実であります。その沖縄に新にオスプレイの配備が計画され、更なる負担を強いることになり、こうした状況に鑑み、沖縄の負担軽減のため、嘉手納空軍基地配備のオスプレイを横田基地に移転する計画のようです。1都8県に亘る広い空域は横田基地が管制しており、一部我々の上空が訓練域に入っているようです。沖縄の負担軽減のため、そして、わが国に日米安全保障条約がある限り、多かれ少なかれ日本は協力せざるを得ないと考えております。
10 番議員	<p>私は本案に対して賛成の立場で討論いたします。議長に資料配布の許可をいただけますでしょうか。</p> <p>(議長許可—資料配布)</p> <p>オスプレイの配備に賛成の方も反対の方も共通認識として持たなければいけないこと、それは既に決まっていることだと私は思います。意見書の冒頭にあります、米国防省が今年5月12日に発表したとおり、米空軍横田基地にCV22 オスプレイを10機配備すること、この訓練空域として本間地区を含むエリアHという自衛隊の訓練空域が含まれるということは、賛成反対に拘わらず事実であります。また、その下に記載されておりますように、MV22についてはブルールートを使うということが米軍から発表され現実に使われている、これらの事実はお互いの共通認識として最も重要なことだと思います。阿部知事はいろいろな調査を行う、情報収集をされると言われていますが、既にわかっている事実はこの意見書に記載されていることです。また琉球新報の11月26日の社説には、オスプレイ改善勧告—今すぐ国内から撤去、という主張を掲げております。皆さんご存知のとおり、今年5月にMV22 オスプレイがハワイで起こした事故、墜落で、米太平洋海兵隊は調査の結果を発表し、その結果エンジンの空気ろ過装置の改善を勧告、空気ろ過装置に欠陥があることを認める内容になっており、こうした問題のある航空機は今すぐ国内から撤去をとというのが琉球新報の社説であります。このオスプレイは何故事故率が高いのかについて、お配りした資料をご覧くださいますと、その機種の重量とロウターの比較が記載されております。皆さんご存知のドクターヘリ、EC135は、空のときは1455 kg、同乗者4人患者1人、ストレッチャーなどの機材等を積んだ最大離陸重量は2910 kgとなります。そしてロウター、羽の直径は10.34m。次にCH46 輸送機は、空のときは5255 kg、乗員3名乗客25人、最大離陸重量は8618 kg、そしてロウターの直径は15.24mが2つ付いています。問題のMV22 オスプレイは、空のときは15032 kg、乗員4名乗客25～32人、最大離陸重量は27400 kg、そしてロウターの直径は11.58mが2つ、単純に機種の重さと羽の大</p>

	<p>きさを比較したとき、誰もが判るように、回転数を上げないと離陸できない、着陸できない、これがオスプレイの基本的な構造であります。しかもロウターの直径は 11.58mとありますが、片側 3 枚付いている 1 枚が 4.9mであります。オスプレイは水平に着陸するため、羽が当たらないようたたむため、ですから実際に風を起こす羽の直径は 11.58mより短いわけです。ここにオスプレイの欠陥、或いは人的事故、パイロットの操縦ミス、研修不足が指摘されていますが、操縦には高度な技術が必要ということが高い事故率に繋がっています。そこで先ほどの琉球新報に戻ります。私は一般質問の際に災害復旧の話をしていましたが、この 4 月に起きたネパール大地震での救援活動中のオスプレイが、民家の屋根を吹き飛ばし役立たず、と地元紙に非難された、とこういう例もあるわけです。現実に沖縄では低空飛行により民間の屋根が飛ぶ、植木が折れる、こうした被害が続出しています。誰が考えても、飛行機には無い能力、ヘリコプターには無い能力、その計画はすばらしいわけですが、そのことが逆に欠陥となっているわけです。こうした飛行機が我が小海町だけでなく、日本の空を飛ぶこと自体が、国民の安全に責任を持つ政治家、行政マン、誰もが責任を持って対応すべきです。そうした点からも、素人でさえ判るような、強い風を起こさなければ離着陸できないオスプレイの配備はやめてもらいたいというのが私の本音です。そうした意味で、本案が求めている、飛行訓練をやめて欲しいという意見書に心から賛成をいたします。以上で討論を終わります。</p>
議長	<p>これで討論を終わります。これから発議第 14 号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第 14 号に賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数であります。したがって、発議第 14 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。</p>
議長	<p>ここで、議会運営委員長より発言を求められていますので、これを許します。議会運営委員長、井出 薫 君。</p>
議会運営委員長	<p>議会運営委員会からお願いいたします。</p> <p>議会運営委員会では、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関しまして、閉会中に審査する必要がありますので、小海町議会、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。</p>
議長	<p>ただ今、議会運営委員長から、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関して会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。</p> <p>お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>「異議なし」と認めます。</p>

	したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事に決定いたしました。
<u>○ 閉 会</u>	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は、全て終了いたしました。</p> <p>これにて、平成27年小海町議会第4回定例会を閉会といたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 17 時 10 分)</p>